

# 国保のおはなし

その2

町民生活課  
国保年金係  
☎(02)2114

健康は誰もが持つ願いです。しかし、ある日突然私たちが襲う病気やけが。そんな時、皆さんの力になり支えてくれるのが、国民健康保険制度です。今月号では、限度額認定証や国保税のことについてお知らせします。

は、新たに申請が必要ですが、前年の所得に応じて負担区分を再判定します。

また、非課税世帯【世帯の国保加入者（擬制世帯主含む）全員の住民税が非課税】の人だけを対象に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用があります。医療機関に提示することで、保険診療の一部負担金が限度額までとなり、入院時の食事代も減額になります（表1）。

**高齢受給者証も8月に更新されるよ**



国保税は、7月から翌年2月までの8回で納めることになっています。国保税の未納が続くと、期間の短い保険証や、窓口の支払いで医療費の全額を負担する資格証明書などが交付されることとなります。期限までの納付が困難なときは、早めに税務課にご相談ください。

国保税は納期限内に



社会保険から国民健康保険への切り替えを済ませたナオッキー。今も再就職に向け奮闘中だが、牙の調子が悪く、お医者さんに診てもらおうことに…（キャラクターのプロフィールは11ページ左上にあります）



「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することにより、窓口負担が限度額（表1）までになります。入院の予定がある人、外来での医療費が高額になりそうな人などは、事前に国保年金係の窓口へ申請し、認定証の交付を受けてください。（申請した月の初日から適用になります。）

※この認定証の交付を受けるには、国保税に滞納がないことが条件です。

申請に必要なものは保険証と印鑑だよ



8月は限度額認定証の更新月です。有効期限が平成27年7月31日までの認定証を持っていても、引き続き認定証が必要な方

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合（2割または3割）を判定し、毎年8月1日に更新されます。

対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。新しい高齢受給者証がお手元に届いているかどうかご確認ください。

この受給者証を保険証と一緒に医療機関などに提示することによって、入院・外来とも、窓口での支払いが限度額までとなります。



国保税の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替なら、国保税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もないので安心・便利・確実です。一度手続きをすんだら、翌年度以降も自動的に継続されます。



【プロフィール】

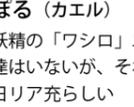
**ナオッキー**（いのしし）  
凍み餅とタケノコが大好きで、先月国保に加入したばかり。現在、再就職に向け奮闘中



**ワシロ**（妖精）  
いつもカエルの「ぼる」と一緒に田んぼをふらふらしている妖精



**ぼる**（カエル）  
妖精の「ワシロ」以外に友達はいないが、それでも毎日リア充らしい



●70歳未満の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額	入院時の1食の食事負担
ア：年間所得 901万円超	262,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 『140,100円』	260円
イ：年間所得 600万円～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 『93,000円』	260円
ウ：年間所得 210万円～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 『44,400円』	260円
エ：年間所得 210万円以下	57,600円 『44,400円』	260円
オ：住民税非課税者	35,400円 『24,600円』	210円(※)

●70歳以上(高齢受給者)の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額		入院時の1食の食事負担
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 『44,400円』	260円
一般	12,000円	44,400円	260円
低所得者(住民税非課税)	低II	24,600円	210円(※)
	低I	15,000円	100円

(※)過去12カ月間で入院日数が90日を超えると160円になります。詳しくは国保年金係の窓口にお問い合わせください。

※『』内は、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。※入院時の食事負担や差額ベッド代などは、自己負担限度額に含まれません。

非自発的失業者には国保税の軽減措置があります

非自発的失業者ってなに？

会社の都合で会社を辞めることになった人ね。ナオッキーは体の調子が悪いかからって退職したわね。そういう場合は自己都合となるわ。



倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人に対して、離職した本人の前年の給与所得を100分の30の額とみなして、国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

○軽減対象期間  
離職日の翌日から翌年度末まで（国民健康保険の資格を喪失した場合はその時点まで）

○対象者  
雇用保険法の特定受給資格者および特定理由離職者

※雇用保険受給資格者証の離職理由のコードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の人です（離職時点で65歳以上の方および雇用保険の受給資格のない人は対象になりません）。

- ① 申請に必要なもの
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 印鑑



## 【Q&A よくある質問】

Q：限度額認定証の申請をしてなかった場合は、窓口での負担はどうなるの？



A：申請をしなかった場合、医療費の窓口での支払いは、限度額までではなく、限度額を超えた分は後で高額療養費の申請が必要になるから領収書は失くさないように気をつけてね。



Q：70歳以上の「低所得者I」の区分に該当するのは、どのような場合なの？



A：「低所得者I」となるのは、①70歳以上の人のうち、②判定の対象となる家族全員の「所得」(※)の金額が0円になる場合だよ。



※「所得」はそれぞれの方の給与や年金などの収入から、必要経費・控除額（公的年金については控除額80万円）を差し引いたもののことだよ。たとえば、公的年金だけで生活している家族で、それぞれの年金収入が80万円に満たない場合にはこの区分の対象になるんだね。



- ：手続きにもいろいろあるんだね。
- ：そもそもどうしてけがしたんだい？
- ：いろいろ教えてもらっているお礼に、二人にタケノコをプレゼントしようと思っただけで、なかなか取れなくて。
- ：それで牙を痛めちゃったんだね。
- ：ふふ、ありがとう。でも、けがには気をつけなよ。今度はみんなで行きましょう。
- ：やったね。えーと、タケノコご飯に素焼きに、他にも…。
- ：あら！けがが治ったらよ。それまではゆっくりしてなさい。